る元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

$M_n$　流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$N_{27} = 0.064$

$N_{28} = \underline{0.0635}$

$N_{29} = \underline{0.0637}$

$N_{30} = 0.00098$

$N_{令元} = 0.00052$

$N_{令2} = 0.00084$

算式Ⅲ

$$\frac{B \times 0.6 + C \times 0.45 + \sum_{n=13}^{令2}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + G \times 0.6 + H \times 0.45 + \sum_{n=27}^{令2}(I_n \times J_n) + K \times 0.6 + \sum_{n=12}^{令2}(L_n \times M_n) + N \times 0.75 + O \times 0.45 + P + Q + R + S + T}{554\text{円} \times A}$$

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る過年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る当該年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

$D_n$　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同

る元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

$M_n$　流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$N_{27} = 0.064$

$N_{28} = \underline{0.0637}$

$N_{29} = \underline{0.0009}$

$N_{30} = 0.00098$

$N_{元} = 0.00052$

算式Ⅲ

$$\frac{B \times 0.6 + C \times 0.45 + \sum_{n=13}^{元}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + G \times 0.6 + H \times 0.45 + \sum_{n=27}^{元}(I_n \times J_n) + K \times 0.6 + \sum_{n=12}^{元}(L_n \times M_n) + N \times 0.75 + O \times 0.45 + P + Q + R + S + T}{535\text{円} \times A}$$

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る過年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る当該年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

$D_n$　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同